【文教関係】

１　教育施策の推進について

（１）将来の予測が困難な時代において、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を実現させるためには、一人一人の生産性の向上と多様な人材の社会参画を促進するとともに、新たなイノベーションにつながる取組の推進が不可欠であり、「人への投資」を通じて、社会の持続的な発展を生み出す人材を育成する必要がある。こうした中で、一人一人の児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、教育振興基本計画の推進や学習指導要領の着実な実施が重要となる。

そのため、教育については単なる財政的観点から合理化を行うのではなく、全ての児童生徒へのより良い教育の実現に向け、学校の働き方改革を加速化し、教職の魅力を更に向上させ、教員に優れた人材をより多く確保するため、新たな「定数改善計画」に沿って、教職員定数の改善を着実に実施すること。また、実施に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な学級編制と教職員配置が可能となるよう、所要の措置を講じること。

特に、現在の教育現場は、いじめ等の問題行動、不登校、特別な支援が必要な児童生徒や特別な配慮を必要とする外国人児童生徒等の増加への対応など、様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にある。また、新規採用教員の指導力向上が求められる中、国が示す初任者研修に係る定数配置では初任者への指導が十分にできないことが懸念される。さらに、なり手の減少などによる教員不足が課題となっており、学校教育を担う人材の確保が求められている。あわせて、育児休業取得者、精神疾患による休職者等が一定数生じる中で、代替教員の確保が困難な状況となっていることから、欠員が発生しており大きな問題になっている。

このような現場の実情を十分に踏まえ、国においては、地方における教職員の確保を確実なものとするため、学校における働き方改革、メンタルヘルス対策、教員の処遇改善に引き続き取り組むこと。また、地方が必要とする教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するため、義務標準法等に定められている「乗ずる数」の見直し等により基礎定数の充実を図ることに加え、加配定数について一層の拡充に必要な財源を確保するとともに、地方の裁量により柔軟に配置できるようにすること。特に、中学校については、令和８年度からの３年間で学級編制の標準を 35 人に引き下げることとされたが、学級増に伴い必要となる基礎定数について、加配定数の振替によることなく措置すること。あわせて、高等学校についても、学級編制の標準の引下げや、高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）に掲げられた高校の姿を実現していくための定数改善を行うとともに、必要な財政措置を講じること。また、私立高等学校等についても、公教育の担い手として重要な役割を果たしていることに鑑み、私立学校経常費補助の増額など、教職員確保に必要な財政措置を講じること。

小学校の教科担任制については、音楽や図画工作などの専門性の高い教科も対象教科とするとともに、他の加配定数の振替によることなく定数の改善を行うこと。あわせて、養護教諭については、令和８年度からの３年間で、複数配置基準を小・中学校いずれも 50 人引き下げることとされたが、近年、児童生徒の心身の

健康問題は多岐にわたり、業務が増大していることから、高等学校や特別支援学校を含め、配置の拡大を図ること。また、栄養教諭については、食に関する課題に対応した食育を推進するため、配置を充実させること。さらに、特別支援教育については、対象児童生徒数の増加や個々の児童生徒の特性に応じた指導ができるよう、義務標準法等を見直し、学級編制の標準の引下げや定数改善を行うこと。

加えて、教員不足解消を目的とした産・育休代替教員の安定的確保のための加配定数による支援において、加配要件や対象校種・職種を拡大すること。また、定年引上げに伴い「定年前再任用短時間勤務制」が創設されたことを踏まえ、多様な働き方を実現できるよう、養護教諭、栄養教諭、事務職員を含めた必要な定数を措置するとともに、定年引上げが完了するまでの間、必要な新規採用数を安定的に確保できるよう、特例定員について確実に措置すること。

上記の定数改善等の推進と併せて、教員不足の要因分析・要因への包括的な対応支援や、「トラベルティーチャー」モデルを含めた県内外における人材バンクの創設・活用はもとより、入職前後の研修をはじめとした新たななり手確保のための取組を地方自治体が実施する際に必要な財源を国の責任において確保するなどの抜本的な教員不足対策を実施すること。同時に、主体的な学びを支援し、児童生徒の能力を最大化する質の高い教員人材の養成・確保に向け、様々な学部の学生が教員免許を取得しやすくなるような教職課程や教員免許制度のあり方の見直しや大学において教職課程を継続的に開設・維持できるようにする方策の検討のほか、入職後の研修や教職大学院における学修及び特定教科の免許取得に必要な財源の確保等、教員人材の質向上と教員への入職経路の拡大を推進すること。さらには、教員を志望する大学生に対する奨学金制度を充実させ、教員として一定期間勤務すれば返済を免除する制度を全国的に実施すること。

このほか、急務となっている学校における働き方改革の推進や教育上の配慮が必要な児童生徒の学びへの支援として、教職員の定数改善を速やかに進めることはもとより、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、校内教育支援センター支援員、部活動指導員、日本語指導補助者、母語支援員、特別支援教育支援員、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールロイヤーなどの専門スタッフ等と教員の連携体制の充実を図るため、専門スタッフなどの更なる配置に必要な財源を確保し、地方の体制整備の後退や格差が生じるような措置を講じないこと。なお、部活動指導員については、高等学校への配置が進むよう、補助対象の拡大を図ること。

特に、小・中学校及び高等学校等でいじめの重大事態の発生件数や長期欠席者数が依然として多い状況であることから、学校において、教員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携協力した組織的な支援体制を整えるために必要な財源を確保するとともに、スクールカウンセラーの配置については、公立高等学校への配置に関して補助対象の拡充を行うなど、都道府県の実態に応じた配置ができるよう、補助制度の充実を図ること。また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究の成果をまとめ、その方向性を示すこと。

加えて、保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築を更に支援すること。

また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の核となる地域学校協働活動推進員等の配置拡充を図ること。

あわせて、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、特別免許状を活用した教員や特定の分野を担当できる非常勤講師の登用、教員と一緒に児童生徒を教える補助者の授業への参加など、地域や企業などで活躍する多様な人材の知識や技能を学校教育に活用するために、様々な外部人材の活用に必要な財源を確保すること。

さらに、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることを定めた教育機会確保法の実効性を高めるため、校内教育支援センター、教育支援センター、フリースクール、学びの多様化学校など、多様な学びの場を充実させる取組を推進するとともに、その取組の充実に必要な財政措置を講じること。とりわけ、校内教育支援センター支援員配置事業費補助金については、既にセンターを設置している学校についても対象とするとともに、補助年限に上限を設けず、更なるセンターの設置促進・機能強化のために十分な財政措置を講じること。加えて、学校法人において設置する学びの多様化学校についても設置支援の対象とし、必要な財政措置を講じること。

（２）学習指導要領において学習過程の質的改善が求められる中、教員が児童生徒のつまずきへの対応等、きめ細かな支援を行う時間を十分に確保できないといった現状は、児童生徒等の学びに支障をきたしかねない重大な問題である。そのため、義務教育においては、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けられるように、教員が児童生徒に対応できる時間を十分確保し、児童生徒に対してより良い教育を行い、教員自身の志気が高まるよう、次期学習指導要領では、学習内容を精選するなどの見直しを行うこと。

（３）高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための、各高等学校の特色化・魅力化への取組を推進する観点から、「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化（普通科改革）による新たな学科については、「専門教育を主とする学科」と同様の教員加算措置を講じるとともに、国内外の関係機関との連携・協働体制の構築に当たり、学校と関係機関とをつなぐコーディネーターを配置するために必要な財政措置を、「専門教育を主とする学科」と併せて講じること。

（４）高等学校については、社会の構造的な変化の中で、都道府県や市町村等の学校設置者や学校の自由度を高め、学校や地域の実情に応じて多様で柔軟な教育活動を展開することができるよう、カリキュラム編成の柔軟化や、高等学校の修業年限の柔軟化、高大連携の促進等、必要な措置を講じること。

（５）幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期に育まれる非認知能力や語彙力、多様な運動経験が、その後の生活や学力、運動能力に大きな影響を与えることから、人材確保の取組や幼児教育の更なる質の向上に必要な幼保小の接続に関する取組、遊具・運動用具などの環境整備に対する支援の充実を図ること。加えて、私立幼稚園等においても特別な支援を要する園児が増加傾向にあることから、私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）や教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）について支給要件の緩和や補助単価の見直しを行うなど、必要な財源の確保を図るとともに、国庫補助の拡充など、地方負担の軽減を図ること。

（６）いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向であるが、依然としていじめを背景とする深刻な事案が発生していることから、いじめの積極的な認知、早期の組織的対応、関係機関等との連携など、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に向けた対策の強化に資する施策を講じること。また、地方公共団体がいじめ防止等の対策を総合的に推進するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置における補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

（７）2026 年４月から公立の小学校段階において実施されている「学校給食費の抜本的負担軽減（いわゆる給食無償化）」について、速やかに公立の中学校段階まで対象を拡大すること。また、子育て支援の真のナショナルスタンダードへと発展させるため、居住地や学校設置主体による格差を解消し、公平な支援を実現する観点から、国立・私立学校についても課題の整理を十分に行った上で対象化に向けた検討を進めること。

さらに、本施策は本来、国の責任において一律に実施すべき性質のものであることから、全額国費負担で実施するよう見直すこと。その上で、見直しが完了するまでの間、地方財政措置によって対応する場合は、国の一般会計から加算措置を講じるなど、全額を国の財源により措置すること。

加えて、支援の基準額については、実際の食材費の水準を適切に反映し、保護者や地方自治体に負担が生じない仕組みとするとともに、物価高などの社会経済情勢の変化に対して機動的に対応できる柔軟な制度設計をあらかじめ講じること。

併せて、地方における事務負担の軽減や、学校給食の質の向上についても、地方自治体の実情を踏まえ、十分な検証と必要な支援を行うこと。

（８）学校部活動の地域展開を見据え、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実させるためには、地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる地域の団体等の体制整備や指導者の人材確保、処遇改善等、地域でスポーツ・文化芸術活動が実施できる環境の整備が急務であることから、これに必要な取組を推進するとともに、必要な経費や補助事業、実証事業に対する財政措置を継続・拡大すること。

また、国において、地域展開等の必要性、目的、スケジュール、部活動の教育的意義と地域展開等との関係性などについて十分な広報を行うこと。併せて、実証事業の成果を踏まえ、地方における地域展開の手順や具体的な取組内容の例示、企業との連携に向けた環境整備や地域クラブ活動に関する認定制度の運用など、地域の実情に応じて部活動の地域展開等が円滑に進むよう支援すること。その際、これまで国の方針に沿って率先して準備を進めてきた団体において、改革に向けた意識や取組が後退することのないよう、国の方針を着実に実行するとともに、十分な財政措置等の支援を行うこと。

さらに、家庭の経済状況に関わらずスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、地域クラブ等に支払う会費や活動に伴う保険料など、新たに生じる保護者等の費用負担を可能な限り軽減する観点から、経済的に困窮する家庭に対する十分な支援など、引き続き国の責任において必要な財政措置を講じること。

加えて、部活動指導による教員の負担軽減に向け、地方自治体が工夫して実施する施策についても財政措置を講じること。

（９）開催都道府県の意見を十分反映した国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の改革を推進すること。また、開催経費及び選手派遣のための経費について、

応分の負担を行うこと。

(10) 大学等は、地域における「知と人材の集積拠点」として、地域の将来を支える人材や産業育成に多大な貢献をしており、地方創生の重要な役割を担っている。また、DX の加速化、SDGs の達成、2050 年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現、激甚化・頻発化する大規模自然災害への対応など、近年の困難かつ社会的な影響の大きい課題に的確に対応していくためにも、大学の果たす役割はますます重要となっていることから、単に人口の減少をもって大学の規模や地域配置を論じることなく、産学官の連携を深めながら広く議論するとともに、以下の点に配慮した施策を行うこと。

ア　地域を取り巻く課題は複雑で解決が困難なものが多く、また、絶えず変化していくものであることから、大学等が地方創生 2.0 の実現を強力に支える拠点となるべく、産学官金等の地域の多様なステークホルダーとの連携活動を活発化し、その成果を地域に還元することで社会的な課題解決につなげ、大学等と地域が共に発展するキャンパス全体のイノベーション・コモンズ（共創拠点）の実装化に向けた取組の更なる推進を図る必要がある。また、大学等が大規模自然災害における地域の防災拠点となるべく、キャンパス全体の耐災害性の強化・防災機能の強化を推進する必要がある。それらの実現に加え、大学等、地方自治体、産業界等の多様な主体の共創による地域課題の解決が促進されるよう、共創を支える大学等の体制強化のための支援を充実させるとともに、地域の関係者が継続的に議論を行う地域構想推進プラットフォームの仕組みを国が主導して推進するなど、地域における大学間や産官学の連携を深化させるための取組の充実を図ること。また、大学等が、学内外の様々な資源を活用しながら、多様な人材が必要な知識やスキルを身に付けるためのカリキュラムの提供等を積極的に展開できるよう支援を充実させること。さらに、大学等がイノベーション・コモンズ及び地域の防災拠点としての役割・機能を最大限発揮し、地方創生 2.0 の実現に貢献できるよう、ソフト面の取組を支える施設の機能強化や老朽化対策を含む大学等の施設の整備充実といった、ソフト・ハード一体となった更なる教育研究環境の充実を継続的に図ること。これらの取組を推進するため、建設資材高騰・労務費の上昇や老朽施設の増大等も考慮しつつ、施設整備費補助金の充実を図ること。

イ　急速な少子化が進行する中での高等教育全体の「規模」の適正化については、地域において大学等が果たす多面的な役割や、地域によって高等教育機関数が異なる現状を踏まえて、慎重に検討すること。また、高等教育への「アクセス」確保については、経済的な理由を始め様々な理由で地元を離れることができない進学希望者や、地元で学び・働きたいという意欲を持った進学希望者が学びたい分野を学べるようにすることは、地理的・経済的観点からのアクセス確保のほか、地域の将来を担う人材の輩出という、地方創生の観点からも重要である。とりわけ、地方部の国立大学は、地元の若者の進学意欲に応える受け皿であるだけでなく、都市部の若者の受入れにもつながることから、定員管理の弾力的な運用を認めるとともに、授業料標準額については、進学機会確保の観点に十分留意し、拙速な引上げを行わないこと。また、運営費交付金の充実及び安定的な配分を図ること。

ウ　現下の物価・人件費の上昇は、国公立、私立を問わず、大学の経営に大きな影響を与えている。大学が今後も質の高い教育研究活動を継続できるよう、高等教育を所管する国の責任において、大学における物価・人件費の上昇への支援を行うこと。

エ　将来の社会・産業構造の変化を見据え、理工農・デジタル人材や、社会人を含め地域社会に必要なエッセンシャルワーカー等の人材育成を強化する必要があり、社会や産業との円滑な接続・連携の観点を踏まえ、高校から大学等まで一貫して戦略的な改革に取り組むこと。また、大学の有する歴史的経緯を踏まえた基礎研究に関する体制を十分に維持しつつ、地域が必要とする専門的人材の育成などの地域課題解決に積極的に取り組む大学を評価し、施設整備・研究投資や運営費交付金などを拡大するとともに、大学の地方移転やサテライトキャンパスの設置に係る経費の補助やその後の運営費交付金・補助金の増額などの予算措置を講じること。さらに、学生が生まれ育った地域の将来を担えるよう、地方大学に入学又は卒業後に地元に定着した学生に対して、授業料減免など一定のインセンティブを与える制度の検討や、地域内における進学者や就職者の実績に応じた地方大学に対する運営費交付金・補助金の増額などの優遇措置を講じるとともに、地域内進学や就職を促す地方大学や地方自治体の取組に対する支援を拡充すること。

　大学病院における地域医療・研究を支える人材の拠点としての機能がより一層強化されるよう、教育・研究の充実等に対して継続的な支援を講じるとともに、老朽化した施設や医療機器の更新を含め、経営の安定化等に向けた支援を行うこと。

オ　成長分野を牽引する人材の育成については、国の喫緊の課題であり、オールジャパンで取り組むべきである。長期的にも必要とされる成長分野人材を継続的に確保するため、特に地方における大学のデジタル・理工系学部の定員増など、様々な手法を用いた取組を早急に行うこと。また、成長分野人材を育成するには、教える人材の確保も重要であることから、大学における実務家教員等の活用　促進など、教育人材の確保にも取り組むこと。その際、地方大学は都市部の大学と比べて、実務家教員等の確保が困難であるため、インセンティブ措置を講じること。同時に、成長分野人材の地域偏在を是正する取組を推進すること。さらに、令和４年度に創設された基金を有効に活用し、複数年度にわたり意欲ある大学や高等専門学校等が成長分野人材の育成に取り組むことができるよう、初期投資（施設・設備費等）や一定期間にわたる教員の人件費などへの支援を継続・拡充すること。

カ　「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」の一部改正に伴うデジタル人材育成に係る東京 23 区定員増加抑制の例外措置の要件として、対象をデジタル人材に限定すること、臨時的な定員増に限ることなどが明示されているが、地方での定員増を行ってもなお不足する範囲内での定員増であることも十分に確認すること。また、例外措置の前提として、地方大学において確実にデジタル人材を育成する施策を展開すること。さらに、関係省庁が連携して、育成されたデジタル人材が確実に地方に還流されるよう戦略的な誘導策や、地域ごとに就職先となる産業を育成・確保する取組への大胆な支援策を講じるとともに、地方における情報系教員の確保のための施策を実効性あるものとすること。なお、例外措置の要件に適合した大学の定員増を容認するに当たっては、当該大学が提案した、特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれを解消するための取組に係る具体的な計画の策定やそのフォローアップが、当該大学により確実に実施されるよう、国の責任において大学に対する指導を適切に行うとともに、その進捗状況について適宜情報を共有すること。

キ　平成 27 年度に創設された大学生等の地方定着の促進に向けた奨学金返還支援制度の活用を図るため、地方公共団体への財政措置を更に充実させること。

ク　大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業等について、支援対象の拡大、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など、制度の拡充を図るとともに、国が責任をもって財源を確保することにより、高等教育の授業料等無償化を実現すること。その際、地域における教育費の実態を踏まえた仕組みとすること。また、大学等入学時は入学金をはじめとして多額の経費が必要となることから、入学前の貸付制度を創設すること。さらに、大学院段階において導入されている「授業料後払い」制度について、大学院のみならず学部段階での導入についても検討すること。

なお、対象者が増加することに伴い、大学・専門学校等現場での事務量が増大することへの対策として、事務の簡素化を進めるとともに、必要な財政措置を講じること。また、機関要件の確認について、専門学校の確認取消を猶予するための各都道府県知事等の判断基準は、制度を運用する中での各都道府県の意見を踏まえ、適切に見直しを図っていくこと。

ケ　職業教育の推進のための施策の一つである専門職大学等については、地域社会のニーズに即応する優れた専門技能と新たな価値を創造することのできる専門職業人材の養成、さらにリカレント教育を担う場となることも期待されることから、認知度の向上に向けた取組や、より一層実践的な教育を可能とする支援を行うこと。

コ　独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金制度では、申込関係書類の管理など、学校が担う必要のない事務も主に高等学校の教職員が担っている。このことは、学校が担うべき進路指導に付随する業務の範疇を超えており、現場の負担となっているため、学校が本来の進路指導に専念できるよう学校が担う必要のない事務は機構が行うなど、学校の関与をできる限り減らした体制を構築すること。

(11) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律により、学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講じることが学校設置者の責務とされたことから、看護師等の配置に係る補助率の引上げなど必要な財政措置を一層拡充するとともに、通学に係る費用についても十分な財政措置を講じること。

(12) 夜間中学は、様々な事情により十分な教育を受けられなかった者の教育を受ける機会を実質的に保障するための重要な役割を果たしているため、設置しようとする地方自治体が各々の実情に応じて柔軟に対応できるよう、教職員定数の拡充や、新設準備・運営補助に関する財政支援の充実等、必要な措置を講じること。

(13) 高等専修学校は、後期中等教育機関として職業教育を受けた生徒を地域社会へ輩出してきただけでなく、多様な背景を持つ生徒を受け入れる「学びのセーフティーネット」として機能してきている。こうした高等専修学校が果たしている役割の重要性に鑑み、高等専修学校が安定的な教育活動を行えるよう、学校の運営に必要な経常的経費に対する補助制度や、特別交付税を創設するなど、国の責任において十分な財政措置を講じること。

また、専門学校についても、職業教育の重要性の高まり等を背景とした学校教育法の改正を踏まえ、実務的な職業教育機関としての教育の充実が図られるよう、十分な財政措置を講じること。

(14) 私立を含めた学校施設、社会教育施設及び社会体育施設は、将来を担う児童生徒の学習・生活の場及び住民の生涯学習の場であるだけでなく、災害時には地域住民の避難所としても使用される施設であり、その安全性・機能性の確保は非常に重要である。また、少子化に伴う児童生徒数の減少等により、毎年多くの廃校が発生している状況であり、利用するあてのない廃校舎の解体費が課題となっている。

これらを踏まえ、国は、学校施設や社会教育施設等の耐震化（非構造部材を含む。）と老朽化対策を着実に実施できるよう必要な財源措置を講じ、補助要件を満たす全ての事業について必要な予算を確実に確保するとともに、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げ、起債に係る交付税措置率の引上げなど、十分な財政措置を講じること。特に、公立学校施設について、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく点検・診断や学校水泳プールを含む改修、廃校舎の解体などについて財政措置の充実を図るとともに、起債期間延長措置を講じること。なお、高等学校施設においても、老朽化対策等について、補助金化も含めた財政措置の充実等を図るとともに、私立学校施設についても、耐震改築事業費補助制度を延長・拡充するなど公立学校施設と同水準の支援を行うこと。その際、耐震性や劣化状況に係る点検が完了していないものもあることや近年の建築単価の高騰等を勘案し、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財政措置を講じること。

また、環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。

特に、障害のある児童生徒が支障なく学ぶことができるよう、学校施設のバリアフリー化を推進するとともに、特別支援学校設置基準に適合させるために設置者が講じる措置について、一層の財政措置を講じること。

さらに、体育館を含めた空調設備の整備や 2050 年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現に向けた取組について、補助単価・補助上限額の拡大などを行うとともに、高等学校・中等教育学校（後期）においても着実に実施できるよう、補助対象の拡充など、維持管理費も含めた十分な財政措置を講じること。

また、昨今、学校への不審者侵入事案により児童生徒の命の安全が脅かされており、安全・安心な学校づくりが喫緊の課題となっている。マンパワーによる防犯対策にも限界があることから、高等学校も含めた防犯カメラ等の整備に関する財政措置を拡充すること。

(15) 社会教育施設は、住民主体の地域づくりや持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組や地域の幅広い情報発信の拠点として、社会教育主事等の社会教育人材が中心となり地域住民の多様なニーズに応える取組を推進していく必要があることから、地方公共団体だけでなく様々な団体、住民が連携・協働し、多彩で創造的な取組を進められるよう財政措置の拡充を図ること。

学校図書館・公立図書館・公立博物館等を通じて、児童生徒や地域住民の文化的な素養を高めるため、多様な書籍や新聞、雑誌、視聴覚資料、デジタルデータベース等に触れる機会を提供するとともに、多世代が集い地域課題の解決に向けて「知」を共有する場としての人材育成機能の更なる向上に資する、司書及び学芸員の配置の充実や資料、施設、設備の整備に係る財政措置を拡充すること。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づき視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備や、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報について、障害の状況に左右されない入手支援、情報通信技術の習得支援、点訳者・音訳者・アクセ

シブルな書籍製作に係る人材育成や体制整備等についての財政措置を拡充するとともに、一般書籍と電子書籍の同時出版等が促進されるよう、出版社等に働きかけること。

加えて、著作権法の一部改正により、図書館等による図書館資料の公衆送信サービスが可能となったが、現場に過度な負担が生じないよう、制度・運用や、事務処理スキーム、システムなどについて、関係団体と連携して適宜見直しを図ること。さらに、公共図書館が制度の運用に当たっての事務等を適切に実施できる特定図書館等としての要件を備えるために行う人的・物的管理体制の整備に対して、財政措置をはじめとした支援を行うこと。

(16) 全ての児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向け、地方公共団体や学校法人の全校種に対し、GIGA スクール構想で整備された端末の更新や校内外通信ネットワーク環境の維持・改善に係る財源を国で確保するとともに、情報活用能力の抜本的向上に必要となる指導体制・支援の充実を図ること。このうち端末及びネットワーク機器の更新に係る財政措置については、近年の物価高などによる端末等の価格上昇を踏まえた拡充を行うこと。加えて、学習用ソフトウェアの購入費用、LTE 端末等の利用や、家庭学習、遠隔教育などのオンライン学習等にかかる通信費の負担軽減、学校現場における効果的かつ安全な生成 AI の利活用を可能とするための環境整備についても、必要な財政措置を講じること。また、児童生徒にとってより分かりやすい内容にするために導入されるデジタルな形態を含む新たな教科書について、その円滑な導入が図られるよう、学校現場におけるアカウント管理の負担軽減を更に進めるとともに、高等学校段階を含む授業実践の事例の横展開を図ること。

とりわけ、高等学校段階においては、全ての生徒が学校種や学科に適した端末を活用して学べるよう、端末の整備・更新について、全自治体が見通しを持てる安定的なスキームを全額国費により構築するとともに、コンピュータ教室の整備についても必要な財政措置を講じること。また、遠隔授業を推進するため、教員の配置を含む、配信センターの設置・運営に必要な財政措置を講じること。さらに、デジタル人材育成のために必要な環境整備を行うとともに、外部専門人材の活用や大学等との連携などを推進するため、高等学校 DX 加速化推進事業（DX ハイスクール）を継続しつつ、更に拡大して実施すること。

また、次世代の校務 DX における校務系・学習系ネットワークの統合、強固なアクセス制御に基づくセキュリティ対策、校務支援システムのクラウド化、指導者用端末の一台化やダッシュボード機能といった新たな要素について、今後も必要な財政措置を講じること。なお、整備の加速化に向け、補助対象となっていないシステムの利用料やヘルプデスク運営費などの維持費等についても補助対象とすること。

加えて、初等中等教育機関の学術情報ネットワーク（SINET）への接続にあたり、接続機関に高額な費用負担が求められており、地域間（都市部と地方部）のデジタルデバイドの解消に逆行していることから、負担の軽減や必要な財政措置を講じること。

あわせて、教員の ICT 活用指導力の向上を推進するための指導体制の充実や、学校における教員の ICT 活用をサポートする人材の確保に向けた財政措置を拡充するとともに、ICT 支援員の配置やヘルプデスクの設置といった学校のニーズに応じたサポート体制整備への支援を継続すること。また、AI の活用等を通じた英語教育の抜本強化を進めること。

さらに、学校が保有する機微情報に対する不正アクセスの防止等の十分なセキュリティ対策を講じることが不可欠であり、学校の情報セキュリティ対策を強化するため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づく対策を確実に講じることができるよう、今後も必要な財政措置を講じること。なお、整備の加速化に向け、補助対象となっていないシステムの維持費等についても補助対象とすること。

(17) 高等学校等就学支援金制度及び高校生等・新修学支援制度については、国において恒久的な財源を確保すること。また、令和９年度以降の地方負担分については、精緻かつ確実に算定し、別枠で一般財源総額の増額確保を図ること。さらに、高等学校等就学支援金制度について、支給月数の制限、単位制高等学校進学者や併修を行う者に対する支給制限などの問題に対応するとともに、支給対象の施設整備費等への拡大や支援額の増額を行うこと。あわせて、保護者の申請手続きや学校・都道府県の確認手続きの簡素化を図るため、必要な制度改正を行うとともに、e-Shien システム内で国籍情報等の取得と確認を含む、申請から認定、結果通知等までの一連の作業を実施できるよう速やかに対応すること。また、事務費や国のシステム要件の変更に対応するために必要な各都道府県のシステム改修費用についても、国において財源措置すること。加えて、都道府県が独自に実施する授業料支援事業に対して、必要な財政措置を講じるとともに、こうした都道府県が独自に上乗せして支援する場合も e-Shien システムで対応できるよう改良を検討すること。なお、新制度開始後一定期間を経た後に、改めて対象校や対象者のあり方、事業の進め方や課題等について、地方を交えて検証する場を設けることとし、地方の意見を真摯に受け止め、必要な措置を講じること。

奨学のための給付金については、高等学校等就学支援金に所得制限を導入する際に、その財源を活用して国主導で創設されたものであることや、令和７年 10 月の自由民主党・公明党・日本維新の会の合意事項として、中所得層まで支援範囲を拡大するとともに、地方負担が生じることのないよう国の負担割合を 10 分の 10 とするとされたことを踏まえ、全額国庫負担により実施すること。

また、マイナンバーを使用した所得確認や前倒し給付、家計急変世帯への給付等の新たな取組などにより事務が増加していることに加え、本事業の支給対象がこれまでの低所得世帯から中所得世帯まで拡充したことにより審査の事務量が膨大となったことから、事務負担が少なく、分かりやすい制度とするとともに、事務費を国費負担の対象に含めること。

加えて、就学支援金と同様に全国共通のプラットフォームとなるシステムを構築すること。なお、構築に当たっては、申請者の利便性を考慮し、高等学校等就学支援金と一体のオンライン申請を早期に導入すること。あわせて、高等学校専攻科の生徒への修学支援制度についても、授業料を所得制限なく無償化するよう拡充を図るとともに、事務費も含め、全額国費負担により措置すること。

また、私立小中学校は、特色ある学びを志向する者のみならず、不登校やいじめ等の事情を有し、環境を変えることを希望する者等の受け皿としての役割を果たしているため、私立小中学校等に対する授業料減免支援について、入学後の家計急変世帯に限らず補助対象とするなど、国による支援をより一層充実させること。

(18) 令和９年度に新たに創設される「高等学校教育改革交付金（仮称）」について、既存の教育財源を原資とすることなく、国の責任において改革を確実に推進する

ために必要かつ安定的な財源を確保するとともに、公立高校全体の底上げを可能とするよう、交付金の対象を改革の取組のみに限定せず、「高等学校教育改革実行計画」に位置付けられた取組などを広く認めること。加えて、都道府県が「高等学校教育改革実行計画」に基づき、地域の社会や産業を支える人材の育成・確保など、地域の課題に的確に対応した取組を効果的に実施できるよう、高校の設置状況や就業構造、産業界のニーズなどの地域の実情に応じた柔軟な制度設計を行うこと。

また、高等学校教育改革促進基金によるパイロット校の取組の充実、成果の普及を図るため、基金事業に伴う継続的な経費や協力校の整備等も対象とすること。

特に、専門高校を含む公立高校の魅力向上のためにも、老朽化した施設・設備の更新や修繕、空調をはじめとする更なる教育環境の改善、必要な教育備品の整備への財政支援をより一層充実させるとともに、教員の加配や地域、地元大学との連携等を担う外部人材の配置など、教員の働き方改革を含む指導体制の充実を図ること。

都道府県が高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）に沿った取組を円滑に進めていくためにも、国は制度の詳細や検討状況について、今後も丁寧かつ速やかに情報提供すること。

(19)「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」に盛り込まれた日本版 DBS の開始に当たっては、事務負担増に対し財政措置をはじめとした支援を行うこと。

(20) 高校生の就職に関して、職業安定法に基づき、高等学校等の校長が公共職業安定所長の業務を分担する費用については、国が全額負担すること。また、全額負担に至らない場合には、その不足分を高等学校就職支援教員の定数拡充により適切に補填すること。さらに、運用上の課題がある「高卒就職情報 WEB 提供サービス」の改修等を早期に行い、生徒の利便性を高めるとともに、教員の事務処理を省略化できるシステムとすること。

(21) 持続的な経済成長を実現するためには、人への投資を進めていくことが不可欠であり、とりわけ地域経済・社会の発展を支える人材を育成・確保する上で、教育の果たす役割は大きいことから、教育施策の推進に関する取組については、「新たな投資枠」を活用するなど、既存の予算の枠組みにとらわれることなく、予算を確実に確保し、集中的な投資を行うこと。

２　地域における科学技術の振興について

地域における科学技術の振興は、新技術や新産業の創出による活力ある地域づくり、更には我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結び付くものであることから、その重要性を国家戦略の中で明確に位置付け、地域における科学技術の振興に向け、以下の支援策を積極的に推進すること。

・　世界各国からの高度な人材や技術が集積した国際科学技術研究拠点を形成するため、現在、世界の研究者が国際協力で進めている国際リニアコライダー（ILC）の国内への誘致に向けて、国として、国際的な議論を積極的に主導し、国家プロジェクトとして推進すること。

・　福島国際研究教育機構については、我が国の科学技術力の強化をけん引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる拠点を目指すものである。そのため、国内外に誇れる研究開発や産業化、人材育成の実現に向けて、関係省庁が連携し、縦割りを排し総合的かつ安定的な支援を図ること。また、政府を挙げて中長期的な枠組みで、施設整備や運営に対する必要な財源及び予算を確保し、可能な限り前倒しし早期の供用開始を図ること。
・　広域的な産学官連携を推進するため、サポート体制の強化や地域の産学官連携に不可欠なコーディネーターを長期安定的に確保するための制度を創設すること。
・　今後の感染症危機を見据え、感染症による健康被害を最小限に抑えるためには、必要十分なワクチンの確保や安定した供給環境が必要であり、また、重症化を予防する治療薬の存在も不可欠である。そのため、国が定めた「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、国産ワクチン・治療薬の研究開発や生産体制の強化などに対し、引き続き積極的な財政支援を行うこと。また、国が策定した「医薬品産業ビジョン 2021」において、医薬品産業政策の基本的な方向性は示されたものの、新型コロナウイルスの感染拡大により医療関係物資が不足した状況を踏まえ、国内で必要な医薬品・医療機器等を海外に依存することなく全て国内でまかなうことができるようにするため、国産化及び輸出産業化を推進することが必要である。そのため、医薬品のみならず、医療機器や医療物資の研究開発及び製造に取り組む企業に対する支援を拡充すること。
・　国においては「地方創生に関する総合戦略」にて、国全体の持続的発展のためには、スタートアップを生み出すエコシステムの形成や産学官共創に向けた拠点の形成に取り組むことで、地方に新産業や高付加価値型産業を創出し、地方経済の稼ぐ力を強化することを掲げている。そうした状況を踏まえ、国が推進する「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想」の具体化に当たっては、その先行的活動を含め、地方との情報共有を図るとともに、地域スタートアップ・エコシステムやそこで活動する支援機関との連携、地方大学との共同研究の強化など、日本全国が一体となったスタートアップ振興施策を展開すること。

３　地域における文化芸術の振興について

（１）ポストコロナにおける文化芸術を振興するため、文化芸術関係者・団体及び文化施設への支援や文化芸術人材の育成及び雇用機会確保のための支援を充実・強化すること。

新たな文化の創造や風流踊・神楽をはじめとする地域に根ざした伝統文化の継承、交流を生み出す芸術祭の開催など、地域における文化芸術活動の継続を支援すること。世界に誇るべき文化である和食や日本酒、温泉文化などの次世代への継承や、地域活性化を図るための振興策を充実させること。また、現在国が保護の対象としていない花火などの文化についても、保護・継承すべき伝統文化として位置付けるとともに、技術者に対する顕彰制度の確立をはじめとした振興策を講じること。

地域における文化芸術や歴史文化資源の情報発信の拠点であり、文化観光の拠点ともなる博物館・美術館や劇場・音楽堂等の文化施設について、耐震化やバリアフリー化、収蔵能力の拡大、長寿命化など機能向上につながる施設の整備・充実並びに PPP/PFI 手法の導入に必要な財政措置を拡充すること。

これらの政策実現のため、国は、文化芸術振興に係る予算を継続的かつ安定的に確保すること。

（2）都内はじめ首都圏では、国立劇場の建替計画の遅延により、国立劇場の代替施設として新国立劇場が使用されることとなり、オペラ・バレエ公演の計画にも影響が出ている。そこで、国の施設も含め国内の既存施設の更なる有効活用を図るため、国が主催するオペラ・バレエを全国のホール・劇場で公演するなど、全国のホール・劇場が今後とも発信拠点としての役割を適切に果たしていけるよう必要な支援を行うこと。

（3）高齢者や障害者等の多様な人々が様々な場で創造・鑑賞活動に参加しやすくなるよう、年齢や障害の特性に応じた情報保障などの取組を推進するほか、児童生徒の教育における文化芸術活動への支援の充実・強化を図ること。

（4）地域における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、以下の点に配慮した施策を行うこと。

ア　都道府県の「文化財保存活用大綱」及び市町村の「文化財保存活用地域計画」に示された保存活用事業の推進、文化財の保存整備、史跡等の維持管理、出土品収蔵施設の整備、未指定文化財の調査・活用に関する施策の実施及び体制の充実に係る取組並びに活用や補修時の利用を見据えたデジタルデータの取得を含む文化財の現状記録の作成等の取組に対し、国は財政措置の対象を拡充するとともに、文化財の保存・活用に係る全体の予算を増額確保すること。

イ　大規模災害時における文化財の保全については、広域的な支援が必要となることから、国は文化財防災の取組について支援すること。

ウ　文化財の保存修理については、技術者の高齢化や後継者の不足等の課題に直面しており、国は平時から人材の養成・確保等について支援すること。

エ　国宝・重要文化財の修理等に限られている補助率加算制度を、重要無形民俗文化財及び記念物にも適用するとともに、重要無形民俗文化財において、象徴的・中心的役割を果たし、当該文化財の本質に深く係わる用具については、それが消耗品であっても財政措置を講じること。

オ　無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度について、保護のための財政措置を拡充すること。特に、生活文化については、その概念が極めて広範であることに加え、分野ごとに特徴が大きく異なることから、国として調査研究を進め、その知見を地方公共団体にも提供すること。

カ　地方登録制度について、都道府県や市町村において登録制度の設置や、条例の改正、登録に伴う文化財調査や手続き等の事務量が増大することが予想されるため、必要な財政措置を講じるとともに、幅広い分野の専門人材の確保や人材育成などを進めること。

キ　天然記念物である樹木等について、安全性を確保しながら適切に保存・管理していくため、国として新たな財政措置を講じるとともに、樹木等の管理に係るガイドラインを策定すること。

ク　建造当時の技法や史資料等に基づき適切に復元された歴史的建造物について、その価値が広く国内外に周知され、積極的な活用に資するものとなるよう、復元建造物に対する国の認証制度を創設すること。

４　国際的なスポーツイベント・パラスポーツイベントの開催効果及びレガシーの全国への波及・継承について

（１）第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第５回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）、ワールドマスターズゲームズ 2027 関西など、我が国で開催が予定されている国際的なスポーツイベント・パラスポーツイベントについては、スポーツ振興に寄与することはもちろんのこと、高齢者や障害者の社会参加の促進、交流人口の拡大による観光振興、国外からの参加者・観戦者に向けての日本文化の発信、国際交流の促進による世界平和への貢献などとともに、大きな経済効果も期待される。ついては、国内外における機運醸成に取り組むとともに、こうした様々な効果が、開催地のみに留まらず、日本全体に広く波及するよう配慮すること。さらに、ホストタウンの取組をはじめ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会、第 25 回夏季デフリンピック競技大会東京 2025、第 20 回アジア競技大会及び第５回アジアパラ競技大会などの国際大会のレガシー（遺産）を、その先へつなげていくことができるよう、一過性のイベントに終わらせることなく、継続的な支援に取り組むこと。

（２）日本遺産をはじめ全国各地の地域固有の文化等が活発に発信されるよう、スポーツイベントを契機として開催された様々な文化プログラムの継続への支援を行うとともに、多言語対応などの環境整備や人材育成、情報発信を引き続き支援すること。

５　スポーツを生かしたまちづくりの推進について

（１）日本全体で国際的なスポーツイベントを成功に導くため、地方において、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、国際的なスポーツ合宿の受入れ、国際的スポーツイベントの競技会場の整備や既存施設の国際水準の確保等、創意工夫ある取組を一過性に終わらせることなく継続的に実施できるよう、ソフト・ハード両面における適切な財政措置を講じること。

（２）健康寿命の延伸にもつながる生涯スポーツを通じた健康増進の取組などに対する支援について、高齢化の一層の進展を見据え更に充実・強化すること。
　また、障害者スポーツの裾野拡大と競技力向上を図る観点から、障害者スポーツに関する積極的な広報を引き続き推進するとともに、競技団体への助成やスポーツ施設のバリアフリー化などに必要な財政措置を講じること。

（３）通季・通年型スポーツアクティビティの創出によるスポーツツーリズムの推進など、地域スポーツコミッション等の官民が連携して行う分野横断的な取組に対し、関係省庁が連携して支援すること。
　さらに、地域の特性を生かし、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことができるよう、誰もが参加できる機会を「つくる」取組や、様々な人が「あつまり、ともに、つながる」ことができる取組、「誰もがアクセスできる」取組に対する支援を強化すること。

（４）スポーツ産業を我が国の基幹産業に成長させ、魅力ある雇用の場の創出等による地域経済の活性化を図るため、収益性の高いスタジアム・アリーナの整備やスポーツ経営人材の育成、大学・社会人スポーツの活性化、eスポーツの振興、ICT・食や健康・観光等の地域産業との融合を図る先駆的な取組などへの支援を強化すること。